

更 正 決 定

原	告	豊 田 合 成 株 式 会 社
原	告	株 式 会 社 豊 田 中 央 研 究 所
原	告	名 古 屋 大 学 長 松 尾 稔
原	告	科 学 技 術 振 興 事 業 団
被	告	日 亜 化 学 工 業 株 式 会 社

上記当事者間の平成12年（行ケ）第361号審決取消請求事件につき，当裁判所
が平成14年7月18日に言い渡した判決に明白な誤りがあるから，職権により，次
のとおり決定する。

主 文

上記判決中，

- 1 主文第2項，3頁20行，5頁5行，7頁17行及び9頁14行に「原告」とある
のをそれぞれ「原告ら」と，
- 2 9頁15行に「62条」とあるのを「62条，65条」と
更正する。

平成14年7月18日

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明

一 隆 樂 設 裁判官

久 順 瀨 高 裁判官